

重要事項のご説明

ここでは、5大生活習慣病保障医療保険契約に関する**重要事項（注意喚起情報）**についてご説明しておりますので、ご契約前にかかわらずお読みいただき内容を十分ご確認ください。また、お申込みされる保障内容がお客様ご自身のご意向に沿ったものであることをご確認・ご了承のうえお申込みいただきますようお願いいたします。**保険契約者と被保険者が異なる場合には、注意喚起情報に記載の事項につきましては、被保険者となられる方もかかわらずご確認ください**。

株式会社OUGAN

注意喚起情報 のご説明

- ・この「注意喚起情報」は、ご契約の申込みの際に特にご注意いただきたい大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する詳細は、ご契約お引受けの際にお送りする「ご契約のしおり・普通保険約款」に記載しておりますのであわせて、かならずご確認ください。
- ・「保険金や給付金がお支払できない場合」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客様にとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

保険契約のお申込の撤回（クーリング・オフ）について

- ・この保険契約では、クーリングオフ制度の適用はありません。ただし、新規契約の場合に限り、以下の条件を満たす場合は、お申込の撤回をお受けいたします。また、お申込の撤回をされたときに、すでに払い込まれた保険料は、すみやかに返戻いたします。
 - ① 第1回保険料振替日からその日を含めて8日を経過するまでに、書面（郵送、8日以内の消印有効）により会社宛に通知した場合。
 - ② 上記の書面に、申込人（保険契約者）の住所、電話番号、氏名、申込書に押印された同印を押印、被保険者名、申出日および契約を撤回する旨を記載した場合。

告知および告知義務違反について

1. 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。**もしも事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金・給付金などの支払を受けられないことがあります。**
2. 当社の募集人へ口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことになりません。告知事項をご確認いただき、告知してください。（募集人には告知受領権はございません。）
3. 当社では、保険契約者間の公平性を保つため、お客様の身体の状態に依りて、ご契約をお断りすることもございますのであらかじめご了承願います。
4. 当社の社員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金などのご請求の際、ご契約のお申込内容、またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
 - * 告知いただく内容について、**故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
責任開始日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 - * 上記の「告知義務違反」によってご契約を解除する場合以外にも、たとえば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険のきわめて高い疾患などの既往症・現症等について故意に告知されなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による無効を理由として、

当社は保険金・給付金などをお支払しないことがあります。この場合、責任開始日からの年数は問いません。

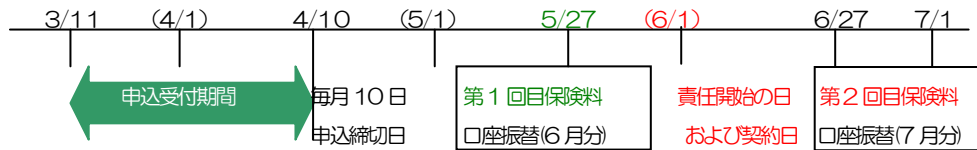
ご契約いただけない職業

- ・ご契約いただけない職業
 - ① 競馬・競輪・オートレース・競艇その他これらに類する職業競技に従事する方
 - ② カス・拳闘家・プロレスラー・プロスキーヤー
 - ③ 坑内・隧道内作業従事者
 - ④ スタントマン
 - ⑤ レスキュー隊員
 - ⑥ サーカス・曲芸等に従事する方
 - ⑦ 猛獣を取り扱う方
 - ⑧ ゴンドラ等を使用する窓ふき業に従事する方（ただし、3階以上の建物の窓ふき業）
 - ⑨ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5～10項に掲げる「性風俗関連特殊営業」に従事する方およびその経営者
 - ⑩ 行商・露天商およびこれらに準ずる職業に従事する方
 - ⑪ 解体業に従事する方およびその経営者

保障責任の開始時期と契約日について

- ・保障責任は、つぎの時から開始します。
 1. お申込の締切りは毎月10日（当社到着日）とします。保険契約の申込を承諾した契約は、締切日の翌月27日に第1回保険料の口座振替（金融機関が休日の場合は翌営業日。）を行いません。
 2. 口座振替により保険料の払込みがなされた場合は、その日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負うものとしその日を責任開始の日とします。その責任開始の日を契約日とします。

【責任開始の日と契約日の例】



保険金や給付金をお支払いできない場合があります。

たとえば、つぎのような場合には、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

- ・責任開始の日前に傷病や不慮の事故等が発病または発生していた場合
- ・告知義務違反によって、ご契約が解除された場合（支払事由が、解除の原因となった事実によらない場合は、保険金または給付金を支払する場合があります。）
- ・詐欺や不法取得目的によるものとして、ご契約が無効とされた場合。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。
- ・給付金を搾取する目的で事故を招いたときなど、ご契約を継続することを期待できないような重大な事由が発生した場合には、当社でご契約を解除し、給付金はお支払いしません。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。またすでにお支払いした給付金の返還をさせていただきます。

保険金や給付金がお支払いできない場合（支払免責）

- ・死亡保険金がお支払いできない場合
 - ①責任開始の日（この契約が更新されたときは更新を含みます。）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - ②保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
ただし、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、当社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
 - ③ 地震、噴火または津波によるとき
 - ④ 戦争、その他の変乱によるとき
 - ⑤ 原子核反応または原子の崩壊によるとき
 - ⑥ 前号以外の放射線照射または放射能汚染によるとき
ただし、③から⑥の事由により、死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認められたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払う場合があります。
- ・5大生活習慣病死亡保険金がお支払いできない場合
 - ① 保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
ただし、その受取人が5大生活習慣病死亡保険金の一部の受取人であるときは、当社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- ・5大生活習慣病入院給付金

次のいずれかにより入院し支払事由に該当したときは、入院給付金を支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ② 被保険者の薬物依存によるとき
- ・不慮の事故入院給付金

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、不慮の事故入院給付金を支払いしません。

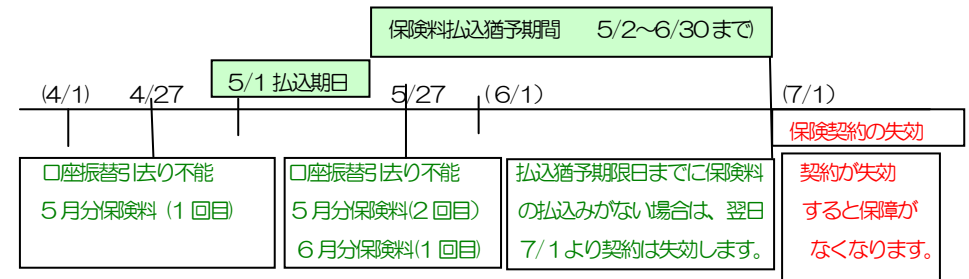
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ② 被保険者の犯罪行為によるとき
- ③ 被保険者の精神障害状態を原因とする事故によるとき
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑦ 原因の如何は問わず、頸部固定候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないとき
- ⑧ 地震、噴火または津波によるとき
- ⑨ 戦争、その他の変乱によるとき
- ⑩ 原子核反応または原子の崩壊によるとき
- ⑪ 前号以外の放射線照射または放射能汚染によるとき

保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- ・第2回目以後の保険料の払込については、払込期日までに払い込んでください。保険料払込猶予期間は払込期日の属する月の翌月の末日までとなります。
- ・所定の払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は失効します。

この保険契約には、復活のお取扱いはありません。

【払込猶予期間および失効の例】



保険契約の更新について

- ・この保険契約の更新を迎えるときは、保険期間満了日の2ヵ月前までに、保険契約者より更新しない旨のお申し出がない限り、本保険契約は、満69歳の更新日まで自動的に更新されます。
- ・更新後の保険期間は、更新日（保険期間満了日の翌日）より1年間とします。更新時には改めて保険証券は発行せず更新通知書を送付しますので、契約時の保険証券と更新通知書をもって更新後の保険証券とみなします。
- ・「普通保険約款」の規定により更新時の被保険者の満年齢により保険料の変更、または保険金額や給付金額が変更になる場合があります。
- ・この保険の収支を検証して、保険料の計算基礎に大きく影響をおよぼすと判断される場合は、更新日に保険料の増額または保険金額・給付金額の減額をする場合があります。
- ・保険の収支を検証して、不採算となり契約更新の引き受けが困難となった場合、更新の引受を行わないことがあります。

保険契約者保護機構（セイフティーネット）について

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構の対象とはなっておりませんので、同機構の行なう補償対象契約には該当しません。また、当社の経営が破たんした場合、同機構の行なう資金援助等の措置はありません。あらかじめご了承のうえご契約いただきますようお願いいたします。

生命保険料の控除について

当社は少額短期保険業者であり、『生命保険料控除』は所得税法により限定されており、少額短期保険業者はその対象となっております。あらかじめご了承のうえご契約いただきますようお願いいたします。

少額短期保険業者について

当社は少額短期保険業として、つぎのような制限によりこの保険を運営しています。あらかじめご理解いただきご契約くださいますようお願いいたします。

- ・少額短期保険業に係る保険期間は1年（一定の偶発の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を受受する保険2年）とする。人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険は300万円、人が疾病や傷害を受けたことを原因としててん補するいわゆる医療保険は80万円を限度として引受けを行なう。
- ・一の被保険者について引受けるすべての保険の保険金額の合計額は1,000万円以下であること。
- ・一の保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数が100人を超えてはならないこと。

ご契約に関する相談・苦情窓口について

☆ この保険契約のお手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては、下記に記載する当社コールセンターへご連絡ください。

株式会社OUGAN コールセンター

TEL 03-5778-0123

（受付時間 9:00~17:00 土・日・祝祭日・年末年始の当社休業日を除く。）

その他の重要なお知らせ

一般的なご留意点

☆ 申込書および告知書のご記入について

・申込書・告知書は重要な書類です。保険契約者、被保険者ご自身でご記入ください。また、ご記入後は、記入内容をご確認のうえご署名・ご捺印をお願いいたします。

☆ お申し込みの際には被保険者となる方の同意が必要となります。

・ご契約をお申込みいただく際に、お申込人（保険契約者）と被保険者となられる方が違う場合は、被保険者となられる方が契約内容を了知され、契約締結の同意および個人情報取扱いに関する同意をされる必要がありますのでご了承いただきお申込みください。

☆ 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、すみやかに当社までご連絡ください。

- ・お支払事由、ご請求手続き、保険金・給付金をお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金をお支払いしますので、お支払事由が生じた場合、すみやかに「OUGAN事故センター」へご連絡ください。
- ・当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、保険契約者様がご住所やお名前などを変更された場合には、かならずご連絡ください。
- ・保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

☆ 時効による請求権の消滅について

保険金・給付金をご請求いただく権利は、そのお支払いなどの支払事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年を経過したときは、時効により消滅しますのでご注意ください。

ご請求に関する相談・苦情窓口について

☆ この保険契約のお支払に関するご相談は、下記に記載する当社「事故センター」へご連絡ください。

OUGAN事故センター

TEL 03-5753-3914

（受付時間 9:00~17:00。土・日・祝祭日・年末年始の当社休業日を除く。）

個人情報に関するお取り扱いについて

当社は、保険契約の契約に際し、保険契約対象者等（保険契約者、被保険者、保険金等受取人を指します。以下同様。）の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日、健康情報等を指します。以下同様。）のお取り扱いに関しては、あらかじめ保険契約対象者等のご同意が必要な事柄を記載しておりますので、ご了承ください。また、ご承知のうえでお申込みください。

1. 個人情報の利用目的

当社は、ご提供いただきました個人情報について、

- ① 保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理・保険料の収納、保険金・給付金等のお支払
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

*保険契約対象者等から上記「個人情報の利用目的」に基づく必要な個人情報の提供をいただけない場合は、①～④までに記載するサービスのご案内・提供をすることができなくなりますのであらかじめご了承ください。

詳細は、当社ホームページをご参照ください。

<http://www.ougan.co.jp/>

2. 医療・健康等に関する個人情報（以下、「機微情報」という。）について

当社は、被保険者の機微情報を「個人情報の利用目的」の範囲内で取得・利用します。なお、機微情報はすでに取得しているものも含まれます。

3. 業務委託先への提供

当社は、業務を円滑に遂行するため、業務の一部を委託先に委託し、当該委託先に対し、必要な範囲でお客さまの個人情報を預託する場合があります。この場合には、当社が定めた基準を満たす者を委託先として選定するとともに、個人情報の取扱いに関する契約の締結や適切な監督を行ないます。

4. 情報の適切な管理

当社では、業務上必要な範囲内において個人情報を正確かつ最新のものとするために適切な措置を講じ、紛失、滅失、き損、改ざん、漏えい等や、お客さまの個人情報への不正アクセスの防止等、個人情報を保護するために必要と考えられる安全管理措置に万全を尽くしています。

5. 再保険について

当社は、お客さまの保険契約について、引受けリスクを適切に分散させるために再保険を行います。その場合、再保険の引受け、維持・管理に必要な個人情報を再保険会社に対し提供いたします。

6. 個人情報に関するお問合せ

個人情報対象者等（保険契約者または被保険者など）が、ご自身に関する情報について個人情報保護法に基づく開示等（訂正、追加・削除）または利用の停止等（利用停止・消去など）をご請求される場合は、当社所定の請求書類等をご提出ください。

株式会社OUGAN コールセンター（個人情報管理者：法務部長）

TEL 03-5778-0123

（受付時間 9：00～17：00。土・日・祝祭日・年末年始の当社休業日を除く。）